



国 監 告 第 2 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 6 年度
第 3 回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 21 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

令和 6 年度第 3 回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

教育委員会教育部食育推進・給食ステーション

3. 監査の範囲

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）～令和 7 年 2 月 17 日（月）

5. 説明等聴取及び実査日

令和 7 年 2 月 5 日（水）及び令和 7 年 2 月 6 日（木）

6. 監査の主眼

- （1）事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- （2）組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- （3）事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- （4）社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- （5）事務事業の実態が形骸化していないか。
- （6）事務分掌、職員配置が適正であるか。
- （7）予算の執行が適正であるか。
- （8）財務事務が適正に処理されているか。
- （9）業務が円滑に執行されているか。
- （10）各契約事務が適正であるか。
- （11）給食費等現金・金銭出納簿・通帳の管理が適正であるか。
- （12）郵券類の管理が適正であるか。
- （13）公印の使用・管理が適正であるか。
- （14）個人情報管理状況が適正であるか。
- （15）備品の管理が適正であるか。
- （16）車両等の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類を審査し、また、担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、教育委員会教育部食育推進・給食ステーションを対象に、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査委員の意見を以下に記す。

< 意 見 >

(1) 国立市立学校給食センター整備運営事業について

食育推進・給食ステーション「カムカムキッチン」は、学校給食センターの老朽化に伴って新施設を建設し、令和5年8月に移転して事業を開始した。また、本市としては初となる、PFI事業契約により、その整備運営部分を民間事業者に委託し、その資金や創意工夫を活用するものとなっている。

今回の定期監査においては、当市の食育の拠点として順調に事業を展開しており、指摘する点は見受けられなかったが、この事業は長期間継続する契約により実施されるものである。その事業契約約款において、事業者の経営状況にかかる報告も規定されており、今後も市は管理者として民間事業者の状況については留意し、公民連携して事業を円滑に進めていってほしい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況(令和6年12月31日現在)

単位：人

課名	所長	所長補佐	係長	主査	主任	主事	会計年度 任用職員 1種	会計年度 任用職員 2種	合計
教育委員会 教育部 食育推進・給食 ステーション	1	1		2	2	1	5	1	13

(2) 事務分掌

教育委員会教育部食育推進・給食ステーション

- ① 学校給食計画に関すること。
- ② 学校給食物資に関すること。
- ③ 献立、調理、配送に関すること。
- ④ 衛生、施設、労務管理に関すること。
- ⑤ 学校給食費に関すること。
- ⑥ 学校給食の運営に伴う各種会議に関すること。
- ⑦ 食育に関すること。
- ⑧ 栄養指導およびその調査研究に関すること。
- ⑨ 所内の庶務に関すること。

以上